

「細則 2-3 可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準」の解説

可搬式制御機器は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフSS」という。）において、顧客に給油許可等を出すことができる携帯型の制御装置です。

令和2年国通知により、制御卓の制御装置によらず、可搬式制御機器を使用して給油許可を出すことが認められました。

当該通知により、可搬式制御機器を使用するセルフSSは、可搬式制御機器の取扱い基準である細則2-3を定める必要があります。

関係通知：【R2.3.27 消防危87】【R6.9.24 消防危279】

細則 2-3 可搬式制御機器の使用に係る自主保安基準	
定める必要がある施設	顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
<p>第1 総則</p> <p>当所の可搬式制御機器を使用する顧客自らの給油作業等の監視業務は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「可搬式制御機器の取扱い基準」に基づき行うものとする。</p> <p>第2 可搬式制御機器の取扱い基準</p> <p>1 可搬式制御機器は、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの規格に適合したものを使用するものとする。</p> <p>2 可搬式制御機器は、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドによる落下防止の保護措置を講じるものとする。</p> <p>3 可搬式制御機器は、当所内のみで使用されるものとする。</p> <p>4 火災等の災害発生時は、安全が確認されるまで可搬式制御機器を使用しないものとする。</p> <p>5 所長は、1から4が遵守されるように管理するものとする。</p> <p>6 火災発生時に迅速に初期消火できるように、消火器の設置場所が適正であることを日頃から確認するものとする。</p> <p>7 所長は、可搬式制御機器を使用する危険物取扱者等に対して災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な教育及び訓練を行うものとする。</p> <p>8 制御卓に監視者がおらず、可搬式制御機器で給油許可を出す場合は、直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。</p> <p>9 その他</p> <p>監視制御装置を設置して情報提供型AIシステムを導入する給油取扱所において、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所から、可搬式制御機器を用いて顧客自らによる給油作業を監視し給油許可を行う場合は、(1)から(3)までの体制を確保するものとする。</p> <p>(1) 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合に、危険物取扱者又は、甲種若しくは乙種危険物取扱者の立会いのもと勤務員が遅滞なく顧客の給油作業を直視等により適切に監視できる体制</p> <p>(2) 顧客から呼び出しがあった場合に、危険物取扱者又は、甲種若しくは乙種危険物取扱者の立会いのもと勤務員が遅滞なく対応できる体制</p> <p>(3) 事故が発生した場合に、危険物保安監督者が遅滞なく駆け付けられる体制</p>	

防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」のうちいずれかの基準に適合したものを使用する必要がありますと国通知で示されています。

「防爆構造」は、電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）等に適合するものです。

「IEC」とは国際電気標準会議のことで、電気・電子に関する国際規格です。
「JIS」とは日本産業規格のことで、日本の規格です。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

「情報提供型AIシステム」とは、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステム」のことです。
情報提供型AIシステムを導入するセルフ給油取扱所は、「細則2-12 情報提供型AIシステムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準」について定める必要があります。

「監視制御装置」とは監視カメラ等の機器やソフトウェア等で構成される情報提供型AIシステム等を想定しています。

近傍以外の場所は給油取扱所の敷地内に限ります。情報提供型AIシステム等が停止している間は、固定給油設備や給油空地の近傍から直接顧客の給油等の状況を視認する必要があります。